



2024年5月21日

各 位

会社名 雪印メグミルク株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 雅俊
(コード番号 2270 東証プライム・札証)
問合せ先 広報 I R 部長 左柄 正典
(TEL 03-3226-2124)

**当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の非継続（廃止）
および定款一部変更に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、「当社株式等の大量買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本方針」といいます。）を継続せず、その有効期限である2024年6月26日開催予定の第15回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時をもって廃止することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本方針の廃止に伴い、当社定款における買収防衛策に関する規定（第38条）を削除する予定であり、本定時株主総会に、「定款一部変更の件」として付議することを決議しておりますので、あわせてお知らせいたします。

記

1. 本方針の非継続（廃止）

当社は、2009年10月1日開催の取締役会において本方針を決議し、その後、2010年6月28日開催の第1回定時株主総会において、本方針の継続につき株主の皆様のご承認をいただき現在まで継続しております。

当社は、本方針導入後も、中期経営計画の着実な実行を通して経営基盤の強化を進めるとともに、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組み、企業価値の向上を図っております。このような中、本定時株主総会終結の時をもって本方針の有効期間の満了を迎えるにあたり、今後の本方針の取扱いについて、慎重に検討を重ねてまいりました。その結果、当社を取り巻く経営環境の変化や対応方針の最近の動向、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様からのご意見などを踏まえ、本方針を継続せず、その有効期限である本定時株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

なお、当社は本方針廃止後も、企業価値および株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為が行なわれる場合には、当該行為を行なう者に対して、株主の皆様がその是非を適切に判断するために必要かつ十分な時間と情報の提供を求めるとともに、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、その時点で採用可能かつ適切と考えられる施策を講じてまいります。

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

本方針を継続せず、有効期間満了をもって、廃止することといたしますので、買収防衛策に関する現行の定款第7章（第38条）を削除するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行定款	変更案
第7章 買収防衛策 <u>(決議事項)</u> <u>第38条 1. 株主総会は、会社法に定める事項のほか、買収防衛策の導入を決議することができる。</u> <u>2. 株主総会の決議により導入された買収防衛策の改正・廃止は、取締役会の決議により行なうことができる。</u>	(削除) (削除)

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

2024年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日

2024年6月26日（予定）

以上